

(仮称) 日野市いじめ防止対策推進条例(素案) 逐条解説

(前文)

いじめは、人間として絶対に許されない人権侵害です。いじめは、子供の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、子供の生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。また、いじめはどの子供にも、どの学校でも、どの地域社会でも起こり得る可能性があります。

いじめをなくすために、市、日野市教育委員会、学校及び学校の教職員、保護者、地域住民、関係機関、そしてすべての子供が「いじめは、しない、させない、許さない」という強い決意をもち、互いに協力しながら、あらゆる場で「いじめをしない、させない、許さない」ための行動を実践し、互いを尊重し、助け合う心をもっていじめをなくすよう努めなければなりません。

ここに、基本理念を明らかにし、いじめをなくす地域社会の実現を目指すため、この条例を制定します。

【趣旨】

国においては、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)が、平成25年9月28日から施行されています。(仮称)日野市いじめ防止対策推進条例(素案)は、いじめの防止等に向けて、この法律をどのように具現化していくのかを示すものです。

この前文は、本条例制定の目的や精神を明確にするために設けるものです。

【解説】

子供は、かけがえのない存在であり、未来への希望であり大切な宝であるという前提のもと、子供の命を最優先に、子供の権利を尊重し、子供たちをいじめから守ることで、子供たちが夢や希望を抱き、健やかで心豊かに成長することができる安全で安心な社会を実現するため、本条例を制定するものです。

条例の理念を共有すべきすべての関係者(市、市教育委員会、学校、教職員、保護者、地域住民等、関係機関等、すべての子供)を記載し、条例の理念(条例前文から条例第10条まで)に掛かる関係者の範囲を明確にしました。

そして、いじめは、子供の尊厳を傷つけ、心身に深刻な影響を与え、命までも奪ってしまう重大な人権侵害であり、絶対に許されない行為であることを示しています。

また、いじめは、いつでもいかなる子供にも起こり得る可能性を秘めています。そのため、将来にわたっていじめの防止、早期発見、対処及び解決の取組みを確実に推進していくことを示しています。

(目的)

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、子供に対するいじめの防止等のための対策について、基本理念を定め、日野市（以下「市」という。）、日野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）、学校及び学校の教職員並びに保護者の責務、地域住民等の役割並びに関係機関等の連携の推進について明らかにするとともに、いじめの防止等のための基本的な事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

【趣旨】

本条は、本条例の制定目的を定めるものです。

【解説】

いじめは、子供の尊厳を傷つけ、心身に深刻な影響を与え、命までも奪ってしまう重大な人権侵害であり、絶対に許されない行為です。

本条例は、国のいじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえ、本市におけるいじめの防止等に係る基本理念（本条例第3条）を定め、市、教育委員会、児童等、保護者等の責務、地域住民等及び関係機関等の役割を明らかにするとともに、いじめの防止といじめの解決等に係る基本的な事項を定めています。ここでの「子供」は、（定義）第2条を参照。

そして、いじめを防止するために、関わる関係者と共に推進していくことを目的として定めています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) いじめ 子供又は児童等（以下本号において「子供等」という。）に対して、当該子供等が在籍する学校その他の場所に在籍している等当該子供等と一定の人的関係にある他の子供等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった子供等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- (2) いじめの防止等 いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。
- (3) 学校 日野市立学校設置条例（昭和39年条例第20号）別表第1及び別表第2に規定する学校をいう。
- (4) 子供 市にかかわる18歳未満の人をいう。ただし、学校教育法(昭和22年法律第26号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)などに規定する施設、その他子供が育ち、学ぶために利用する施設に在籍などしている18歳以上20歳未満の人も対象とする。
- (5) 児童等 学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- (6) 保護者 親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。
- (7) 地域住民等 市の市域内に在住し、在勤し、若しくは在学する者又は市の市域内で事業を営む者をいう。
- (8) 関係機関等 警察、児童相談所その他いじめの防止等に関係する機関及び団体をいう。

【趣旨】

本条は、本条例における用語について、その意味を明確にし、解釈に疑義が生じないように定めるものです。

【解説】

(第1号)「いじめ」

「いじめ」とは、いじめ防止対策推進法第2条第1項の規定をもとに定めています。

《参考》いじめ防止対策推進法第2条第1項

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ」には、発生した場合に実務的に日野市、市教育委員会に対応するもの（市立小・中学校に在籍する児童等に対して行われるもの）と、そうではないもの（私立校、高校等で行われるもの）があり、条文の内容に応じて解釈できるよう、「子供又は児童等」に対して行われるものとして定義しました。

さらに、本条例は、条例前文から条例第10条までを「理念」として位置づけています。いじめ防止対策の対象範囲を、国の法律（いじめ防止対策推進法）の適用範囲を超え、日野市にかかわるすべての「子供等」（市立・私立・高校などに在籍する、しないにかかわらず）に広げることを明確にしています。

一方、条例第11条以降の「実務」においては、実務の実施や調査の及ぶ範囲を、公立小・中学校に在籍する「児童等」に限定することで、実務上の範囲を明確化しています。

なお、「学校その他の場所」では、「理念」の及ぶ範囲に「学校」の定義に含まれない、私立・高校なども包含するため、「その他の場所」としています。

（第2号）「いじめの防止等」

「いじめの防止等」とは、いじめに関わる、いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処を言い、いじめを未然に防ぐところから始まっていることを表します。

（第3号）「学校」

「学校」とは、日野市立学校設置条例（昭和39年条例第20号）別表第1から別表第2までに規定する市立小学校及び市立中学校を指します。

なお、いじめ防止対策推進法第2条第2号に規定する学校とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）と規定しており、本条例もいじめ防止対策推進法に倣って定めています。

《参考1》いじめ防止対策推進法第2条第2項

この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

《参考 2》日野市立学校設置条例（昭和 3 9 年条例第 2 0 号）別表第 1
小学校

学校の名称	設置場所
日野市立日野第一小学校	日野市日野本町二丁目 14 番地の 1
日野市立豊田小学校	日野市東豊田二丁目 14 番地の 1
日野市立日野第三小学校	日野市日野台二丁目 1 番地
日野市立日野第四小学校	日野市大字石田 430 番地
日野市立日野第五小学校	日野市多摩平六丁目 21 番地
日野市立日野第六小学校	日野市多摩平三丁目 21 番地
日野市立潤徳小学校	日野市高幡 402 番地
日野市立平山小学校	日野市平山四丁目 8 番地の 6
日野市立日野第七小学校	日野市神明三丁目 2 番地
日野市立日野第八小学校	日野市三沢 200 番地
日野市立滝合小学校	日野市西平山二丁目 3 番地の 1
日野市立南平小学校	日野市南平四丁目 18 番地の 1
日野市立旭が丘小学校	日野市旭が丘五丁目 21 番地の 1
日野市立東光寺小学校	日野市新町三丁目 24 番地の 1
日野市立仲田小学校	日野市日野本町六丁目 1 番地の 74
日野市立夢が丘小学校	日野市程久保一丁目 14 番地の 2
日野市立七生緑小学校	日野市百草 896 番地の 1

《参考 3》日野市立学校設置条例（昭和 3 9 年条例第 2 0 号）別表第 2
中学校

学校の名称	設置場所
日野市立日野第一中学校	日野市日野本町七丁目 7 番地の 7
日野市立日野第二中学校	日野市多摩平四丁目 5 番地の 2
日野市立七生中学校	日野市南平六丁目 7 番地の 1
日野市立日野第三中学校	日野市程久保 650 番地
日野市立日野第四中学校	日野市旭が丘二丁目 42 番地
日野市立三沢中学校	日野市三沢一丁目 17 番地の 4
日野市立大坂上中学校	日野市大坂上四丁目 17 番地の 1
日野市立平山中学校	日野市平山四丁目 21 番地の 3

(第4号)「子供」

市にかかわる18歳未満の人を(学校教育法(昭和22年法律第26号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)などに規定する施設、その他子供が育ち、学ぶために利用する施設に在籍などしている18歳以上20歳未満の人を対象とする。)」子供」と定義し、市立小・中学校に在籍する「児童等」(第2条第5号)と明確に区別しています。

本条例は、条例前文から条例第10条までの「理念」において、市立学校の内外を問わず、日野市にかかわるすべての子供をいじめ対策の対象にしているため、市立小・中学校に通っていない子供(私立学校、高校等)も、いじめ防止対策における市の理念の対象とすることとしています。

なお、他団体の事例において、3歳児から5歳児の幼児期における段階では、人との関わり方や物事への善し悪しなど発達に必要な体験を日常の生活をとおして学んでいく時期であり、いわゆる友達同士の「いざこざ」は、自分の行動について客観的に考えることや、善悪の判断の基礎を形成する時期であり、保護者等や教師など周囲の大人から認められたり、褒められたりするとよいことだと考え、逆に注意されたり、叱られたり、拒否されたりすると悪いことだと次第に知る契機になる。周囲の大人のこうした様々な対応により、幼児は「してよいこと」「してはいけないこと」などを判断しながら学んでいる。そのような一般的な社会背景などからも、幼児期における「いざこざ」は、法及び国の基本方針では、幼児期の段階では、「いじめ」の対象としてはいません。

本条例でも、幼児期における「いじめ」を理念(条例前文から条例第10条)においては「いじめをしてはならない」とするものの、実務(条例第11条以降)では国に倣い児童・生徒を範囲としています。(以下、同様)

(第5号)「児童等」

「児童等」とは、第3号で規定する学校に在籍する児童又は生徒を指します。

《参考》いじめ防止対策推進法第2条第3項

この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

(第6号)「保護者」

「保護者」とは、児童福祉法第6条で規定する内容を規定しています。

《参考》児童福祉法第6条

この法律で、保護者とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう。

(第7号)「地域住民等」

地域住民等とは、市の市域内に在住し、在勤し、若しくは在学する者又は市の市域内で事業を

営む者を言います。

(第8号)「関係機関等」

関係機関等とは、警察、児童相談所その他いじめの防止等に関する機関及び団体を言います。

(基本理念)

第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめがすべての子供の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであることに鑑み、すべての子供が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、市、教育委員会、学校及び学校の教職員、保護者、並びに関係機関等が、児童等の生命及び心身を保護し、すべての子供をいじめから確実に守るとともに、すべての子供がいじめを知りながら放置することなく、いじめの解決に向けて主体的に行動できるようにすることを目指して行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けたすべての子供の心情及び背景に配慮し、いじめを受けたすべての子供及びその保護者に対して必要な支援が行われることを旨として行われなければならない。

4 いじめの防止等のための対策は、いじめを行った子供の行動の背景にある要因を把握し、いじめの再発を防止するとともに、当該子供が自律した個人として成長できるよう必要な措置を講じることを旨として行われなければならない。

5 学校におけるいじめの防止等のための対策は、いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、学校全体で組織的に取り組まなければならない。

6 いじめの防止等のための対策は、学校に加え、市、保護者、地域住民等及び関係機関等の連携の下、社会全体でいじめは人権侵害であり絶対に許されるものではないと正しく認識し、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

【趣旨】

本条は、本条例におけるいじめの防止等に係る基本理念を定めるものです。

【解説】

基本理念とは、条例全体の根幹となる最も基本的な考え方です。

いじめの防止等に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、また、いじめはどの子供にも、どの学校でも起こり得るものであるという基本的認識に立ちながら取り組むことが大切で

す。

子供たちが健やかで心豊かに成長することができる安全で安心な、いじめをなくす地域社会の実現の達成に向けて、いじめの防止や日野市子ども条例等に取り組むために、市、教育委員会、児童等、保護者、地域住民等及び関係機関等が、それぞれの責務や役割を自覚したうえで主体的に行動し、相互に連携と協力の下、市全体で取り組むことを定めています。

本条例は、条例前文から条例第10条までを「理念」と位置づけており、いじめ防止対策の理念が、市立小・中学校の内外を問わず、日野市にかかわるすべての「子供」に及ぶことを示しています。

(いじめの禁止)

第4条 すべての子供は、いじめを行ってはならない。

2 すべての子供は、自分を大切にするとともに、他の人を大切にするよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、いじめは絶対に許されない行為であることを、子供に対して明確にするために定め、他者を尊重し、互いの人権を認め合うことを趣旨とするものです。

【解説】

いじめを行うことは「絶対に許されない」ことであり、「いじめを行ってはならない」という考えを明確にするために定めています。年齢によっては、善悪に対する判断を十分に行うことができない子供がいることも考慮しながら、いじめの行為禁止事項として訓示的に示しています。

条例の前文には、いじめが人権侵害であるという基本的認識と、すべての市民に求める理念及び行動の決意を表しています。(なお、「いじめ」には、実務的に日野市、市教育委員会では対応するものと、そうではないものがあること、「子供」並びに「児童等」について用語の定義を(定義)第2条で述べていますので詳細については第2条を参照してください。)

第4条は、それに対し、「いじめをしないこと」を条例本文に規定することで、日野市のいじめ対策における最も重要な基本ルールに位置づけ、その遵守を義務付けたものになります。

1. 条例前文の役割は、条例制定に向け、関わる方々全体で共有すべき理念や決意を示しているものになります。
2. 第4条は、条例の本文(法令部分)として、いじめが許されない行為であることを、条文中で規定するもの。さらに、「子供」に向け、いじめを禁止する規定としたものになります。

(市の責務)

第5条 市は、第3条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、学校、保護者、地域住民等及び関係機関等と連携して、いじめの防止等のための対策を策定し、及び総合的かつ効果的に推進しなければならない。

および

(教育委員会の責務)

第6条 教育委員会は、基本理念にのっとり、学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講じなければならない。

【趣旨】

本条は、いじめの防止等のために市及び教育委員会が行う責務について定めるものです。

なお、これらの条文における「いじめ」については、「子供」に対して行われるものと解釈します。

【解説】

市及び教育委員会は、本条例第3条に規定する基本理念に則り、本市におけるいじめの防止等及びその解決を図るために、必要な施策を行っていく責務があることを示しています。

なお、必要な施策とは、次に掲げる取り組みなどを想定しています。

- 本条例第14条に規定する日野市教育委員会いじめ問題対策連絡協議会
- 本条例第15条に規定する日野市教育委員会いじめ問題対策委員会
- 本条例第17条に規定する日野市いじめ問題調査委員会
- 本条例第18条に規定する協力の要請

(学校及び学校の教職員の責務)

第7条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、いじめは重大な人権侵害であって決して許されないものであるとの認識の下、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民等及び関係機関等と連携を図りつつ、学校の教育活動全体を通じて児童等に対しいじめの問題に関する啓発、指導等を行うことにより、学校全体で組織的にいじめの防止等に取り組まなければならない。

2 学校及び学校の教職員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、迅速かつ適切にこれに対処しなければならない。

【趣旨】

本条は、いじめの防止等のために学校及び学校の教職員等が行う責務について定めるものです。

【解説】

(第1項)

学校及び学校の教職員は、本条例第3条に規定する基本理念に則り、保護者、地域住民等及びその他関係機関等と連携し、いじめの防止等及びその解決を図るために、学校全体で組織的に取り組むことを責務として示しています。

これは、教職員が1人で対応することにより、誤った対処や対処の遅れにつながることや、特定の教職員への負担増にもつながるおそれがあることから、組織全体で取り組むことを責務としています。

(第2項)

学校の教職員は、児童等がいじめを受けているという疑いがある場合は、適切かつ迅速に対処することを責務として定めています。

なお、「迅速かつ適切にこれに対処」とは、第1項の「学校全体で組織的にいじめの防止等に取り組む」ことを前提として対処することを言います。

(保護者の責務)

第8条 保護者は、子供の教育について第一義的責任を有するものであり、いじめが子供の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、人権侵害にあたるものと認識し、その保護する子供がいじめを行うことのないよう、当該子供に対し、規範意識を養うために必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する子供がいじめを受けた場合には、適切に当該子供をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、いじめの防止等のため、市、教育委員会及び学校と連携し、市、教育委員会及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、いじめの防止等のために保護者が行う責務について定めるものです。

【解説】

(第1項)

保護者は、子供の教育について第一義的責任を有するものであり、その保護する子供がいじめを行うことがないように、規範意識を養うための指導などを行うように努めることを求めています。

これは、本条例 第3条の「基本理念」を十分に理解したうえで、本条例 第4条の「いじめの禁止等」に規定する「いかなる理由があってもいじめを行ってはならない」という意識、並びに日野市子ども条例における人権侵害にあたることにも十分に理解させるよう努めることなどを求めています。

また、いじめ防止対策推進法 第9条 では、以下のように謳われています。

(保護者の責務)

第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2～3 (略)

4 第1項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前3項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

法における第4項の前段においては、「第1項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず」としており、保護者による家庭教育の自主性が第一義に尊重されるべきことを謳っております。

このことから、いじめ防止対策推進法において保護者の責務が規定されている点、また民法（第820条 監護及び教育の権利義務など）や日野市子ども条例の規定などを鑑み、親権者としての「第一義的責任」を果たすことを明確にしました。

（第2項）

保護者は、子供がいじめを受けた場合は、適切にいじめから保護することを求めています。

（第3項）

いじめの未然防止という観点から、日頃から子供にはいじめなどの悩みがあった場合には、周囲の大人に相談できるように働きかけることや、保護者は学校や地域住民等との情報交換に努めることなどを求めています。

また、保護者は、市や学校が行ういじめの防止等のための施策や措置に協力することを求めています。これは、市や学校が行うアンケート調査や聴取り調査、広報や啓発活動などを含め協力することなどを言います。

(地域住民等の役割)

第9条 地域住民等は、それぞれの地域において子供に対する見守り、声かけ等を行うとともに、子供が安心して過ごすことができる環境づくりに努めるものとする。

2 地域住民等は、子供がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、市、教育委員会、学校又は関係機関等に当該情報を提供するように努めるものとする。

【趣旨】

本条は、いじめの防止等のためには、地域住民等の協力も重要であることから、地域住民等、関係機関等の役割について定めるものです。

【解説】

(第1項)

地域住民等は、いじめが行われることがないように、地域において子供に対する見守りや声掛けなどを行い、子供が安心して生活することができる環境づくりに努めることを求めています。

具体的には、子供の登下校の見守りなどが考えられますが、これは、新たな取組みを求めるものではなく、これまでの地域の見守りや活動や、子供たちへの挨拶や声掛けを継続して行っていたことを意図し、これらの継続的な活動や取組みへの協力を求めています。

(第2項)

地域住民等は、子供がいじめを受けていると思われることを発見した場合には、速やかに市や当該学校、関係機関等に情報を提供するように努めることを求めています。

(関係機関等との連携の推進)

第10条 市、教育委員会及び学校は、いじめの防止等に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、必要に応じて関係機関等に対し協力を求め、これらの機関と連携及び協力して施策を実施するよう努めるものとする。

2 市、教育委員会及び学校は、いじめの実態把握及び適切な対処に資するため、関係機関等に対し、いじめに関する情報の提供について協力を求め、連携及び協力に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、いじめの防止等のために、市、教育委員会、学校が、関係機関等との連携を主体的に実施・推進していくことを示しています。

なお、この条文における「いじめ」については、「子供」に対して行われるものと解釈します。

【解説】

1 連携の推進

市、教育委員会及び学校が、関係機関等との連携を主体的に実施するという姿勢を記載しています。

2 連携の目的

第1条(目的)に定める「総合的かつ効果的に推進」するため、関係機関との連携が必要であることを明確にしていることに鑑み、いじめの背景について対応することを目的としています。

3 情報の提供

第2項では、連携による情報提供の目的に「いじめの実態把握及び適切な対処」を含めることとしています。これにより、いじめの早期発見、迅速な調査、そして個別ケースへの適切な対処という実務に繋がるようにしています。

(財政上の措置等)

第11条 市は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、いじめの防止等の対策を推進するために、必要な財政上の措置を定めるものです。

なお、本条から第18条までにおける「いじめ」については、「児童等」に対して行われるものと解釈します。

【解説】

啓発活動、各委員会等の運営費用や調査費用、またいじめを防止するための研修等も含まれることを想定しています。

(日野市いじめ防止基本方針)

第12条 市及び教育委員会は、いじめの防止等のための対策の基本的な方向及び内容に関する事項を日野市いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）として定めるものとする。

2 基本方針は、法第12条の規定に基づくいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針とする。

【趣旨】

本条は、いじめ防止対策推進法第12条に基づき、いじめ防止基本方針を策定することを定めるものです。

市及び教育委員会では、平成26年9月に、日野市いじめ防止基本方針を策定しております。条例が制定されることを受け、令和8年4月に改訂を予定しています。

【解説】

(第1項)

市は、いじめ防止対策推進法第12条の規定に基づき、市及び教育委員会がいじめ防止基本方針を定めることを示しています。

(第2項)

定めた、いじめ防止基本方針は、いじめ防止に向けた対策を総合的かつ効果的に推進できるよう基本方針に示すものとしています。

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、法第13条の規定に基づき基本方針を踏まえ、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

【趣旨】

本条は、いじめ防止対策推進法第13条に基づき、市立小学校及び中学校がいじめ防止基本方針を策定することを定めるものです。

【解説】

市立の小学校及び中学校は、いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づき、その学校のいじめ防止基本方針を定めることを示しています。

(日野市教育委員会いじめ問題対策連絡協議会)
第14条 いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、法第14条第1項の規定に基づき、教育委員会に日野市教育委員会いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携の推進その他いじめの防止等のための対策に関する事項について、連絡調整及び協議を行うものとする。

3 前2項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

【趣旨】

本条は、教育委員会が、いじめ防止対策推進法第14条第1項に基づき、日野市教育委員会いじめ問題対策連絡協議会を教育委員会に置くことができることを定めるものです。

【解説】

(第1項)

教育委員会は、いじめの防止等のための対策として、いじめ防止対策推進法第14条第1項の規定により、教育委員会に日野市教育委員会いじめ問題対策連絡協議会を設置することができることを定めています。

(第2項)

日野市教育委員会いじめ問題対策連絡協議会は、いじめ防止対策推進法第14条第1項に規定するいじめの防止等に関係する機関や団体との連携の推進について協議し、その機関や団体相互の連携を図ることを定めています。

(第3項)

本協議会の組織及び運営に関して必要な事項は、教育委員会の規定で定めることとしています。これを受け、日野市いじめ問題対策連絡協議会規則を令和8年4月に定めることを予定しております。既存では、日野市いじめ問題対策連絡協議会設置要綱があり、同要綱を同規則が踏襲していき、制度面においては、条例と規則の両輪で補完し合うことになります。

(日野市教育委員会いじめ問題対策委員会)
第15条 基本方針に基づく市におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、法第14条第3項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として、日野市教育委員会いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）を置く。

2 対策委員会は、いじめの防止等のための対策の推進について、必要があると認めるときは、教育委員会に意見を述べることができる。

3 対策委員会は、教育委員会から諮問を受けた場合、又は法第28条第1項に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）が発生した場合には、同項に規定する重大事態に係る事実関係を明確にするための調査（以下「法第28条調査」という。）を行い、その結果を教育委員会に報告等をするものとする。

4 学校、教育委員会その他の関係者は、法第28条調査の適正かつ円滑な実施に協力するよう努めるものとする。

5 前各項に定めるもののほか、対策委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

【趣旨】

本条は、いじめ防止対策推進法第14条第3項に基づき、教育委員会の附属機関として、日野市教育委員会いじめ問題対策委員会を置くことを定めるものです。

【解説】

（第1項）

いじめ防止対策推進法第14条第3項の規定により、教育委員会の附属機関として、日野市教育委員会いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）を設置することができることを定めています。

（第2項）

対策委員会は、いじめの防止等のための対策の推進について、教育委員会へ意見を述べるることができることを定めています。

（第3項）

日野市教育委員会の諮問を受けた場合、またはいじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態が発生したときは、日野市教育委員会の諮問に応じて調査等を行い、結果を教育委員会に報告等をすることを定めています。

ここで言う、調査等とは、対策委員会が自ら調査をした場合、または対策委員会の下部組織である、調査部会が調査した調査報告書を審査することを想定しております。本運用については、第5項において、「対策委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める」とし、日野市教育委員会いじめ問題対策委員会規則を設置、または基本方針にその旨を記載し、運営に関する詳細な部分を担っていきます。

なお、重大事態とは、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、または「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」と定義されています。

《参考》いじめ防止対策推進法第28条第1項

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- (1)いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2)いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

（第4項）

学校、教育委員会及びその他の関係者は、法第28条調査の適正かつ円滑な実施に協力するよう努めるものと定めています。

（第5項）

前各項に定めるもののほか、対策委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定めるとしています。

例えば、重大事態が発生した際の調査主体、あるいは、調査主体の組織に第三者を含める等調査組織の構成と種類等について、対策委員会の組織及び運営に関し、円滑及び実効的に実施ができるよう、日野市教育委員会いじめ問題対策委員会規則に定め、また必要な事項については基本方針を改訂していきます。

(教育委員会における重大事態への対処)
第16条 教育委員会は、前条の規定による調査結果の報告を受けたときは、法第30条第1項の規定に基づき、その旨を市長に報告するものとする。

【趣旨】

本条は、法第28条の規定に基づく調査結果の報告を受けた際、教育委員会が、法第30条第1項の規定に基づき、その旨を市長に報告する義務を定めるものです。

【解説】

1 法との整合性

本条項は、いじめ防止対策推進法第30条第1項の規定に則り、教育委員会が重大事態の初期調査（法第28条調査）の結果を市長と共有する義務を明確にしたものです。

2 役割の棲み分け

本条例は、教育委員会が法に基づく調査とその結果報告の責任を負い（条例第16条）、市長部局がその後の再調査の要否判断や市の総合的な対処の役割を担う（条例第17条以降）、重大事態対処における役割の棲み分けを整理しています。

本条項は、この市長部局との連携の最初の接点を「法第30条第1項の規定」を記載し、より明確にしたものです。

(日野市いじめ問題調査委員会)

第17条 市長は、前条の報告を受けた場合において、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第30条第2項の規定に基づき、市長の附属機関として、日野市いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置くことができる。

2 調査委員会は、市長の諮問に応じ、法第30条第2項の規定に基づき、法第28条調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行い、その結果を市長に答申する。

3 市長は、前項の規定による答申があったときは、議会に報告するものとする。

4 学校、教育委員会その他の関係者は、再調査の適正かつ円滑な実施に協力するよう努めるものとする。

5 前各項に定めるもののほか、調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【趣旨】

本条は、いじめ防止対策推進法第30条第2項に基づき、市長の附属機関として、日野市いじめ問題調査委員会を置くことができることを定めるものです。

【解説】

(第1項)

いじめ防止対策推進法第30条第2項の規定により、市長の附属機関として、日野市いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置することができることを定めています。

(第2項)

本条例第15条に規定する対策委員会が行った重大事態に関する調査に対して、再調査又は同種の事態の発生の防止を図る必要がある場合には、調査委員会は、市長の諮問に応じて再調査を行うことを定めています。

(第3項)

市長は、前項の規定による答申があったときは、議会に報告するものと定めています。

(第4項)

学校、教育委員会その他の関係者は、再調査の適正かつ円滑な実施に協力するよう努めるものと定めています。

(第5項)

調査委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、市長が別に定めることとしています。

なお、本調査委員会は、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等の専門的知識を有する者で構成し、親族など当該事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有していない者（第三者）をもって構成するものとし、公平性及び中立性を確保します。

（協力の要請）

第18条 市長又は教育委員会は、法第28条調査又は再調査の実施に当たり必要と認められる場合は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園、小学校（日野市立学校設置条例別表に規定する小学校を除く。）、中学校（同別表に規定する中学校を除く。）、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所等に対し、いじめ及びいじめの防止等に関する情報の提供について協力を要請するものとする。

【趣旨】

1 主体の明確化

本条は市又は教育委員会が、主体的に関係機関等に協力を要請する旨を明記しています。

2 目的の明確化

協力要請の目的を、法第28条調査（教育委員会）または再調査（市長）の重大事態への対処に必要な場合に限定しています。

3 前条（第17条 日野市いじめ問題調査委員会）との整合

条例17条との実務に合わせ整合性が図れるように明確に示しています。

【解説】

1 主体の明確化

市長部局と教育委員会が重大事態への迅速な対処のため、連携機関へ積極的に働きかけるという姿勢を強調しているものになります。

2 前条との整合

重大事態への対処に関わる調査機関（教育委員会・調査委員会）が、調査・再調査を円滑に進めるため、具体的な目的（法第28条調査又は再調査）を明記し、実務の実効性を高めたものになります。

（秘密保持義務）

第19条 協議会、対策委員会及び調査委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

【趣旨】

本条は、本条例の施行に当たって、取り扱う情報が個人情報等に密接に関係することから、情報の取扱いについて定めるものです。

【解説】

いじめの防止等のための対策に携わる者は、職務上知り得た個人情報を他人に漏らしてはならず、その職を退いた後も同様に個人情報を他人に漏らしてはならないことを定めています。

相談業務などのいじめの防止等のための対策に携わる者は、その時点で守秘義務を負う関係者となります。

(委任)
第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長又は教育委員会が別に定める。

【趣旨】

本条は、本条例の施行について必要な事項は、市長又は教育委員会が別に定めることを定めるものです。

【解説】

本条例に定めるもののほか、本条例の施行に関し必要な事項は、市長又は教育委員会が別に定めることとしています。